



高齢者いきいきおでかけ券

高齢者いきいきおでかけ支援事業申請受付開始

問 長寿介護課高齢者支援班 ☎22-9133

おでかけ券について

- 基本券 **5,000**円分 (100円券×50枚)
- 加算券 **1,000**円分 (100円券×10枚)
- ※加算券は下記に該当する人に交付します。
 - ①離島在住者(大島・度島・高島)
 - ②老人クラブ、いきいきサロン、通いの場に参加している人
- 有効期限 7月1日(水)～令和3年3月31日(水)
- 利用方法 交通機関、公共施設および温泉施設(協力機関)で、1回の利用につき1人10枚(1,000円)まで使用できます。(施設により、新型コロナウイルス感染症予防のため、利用を制限している場合がありますので、事前に問い合わせください)

対象者

- 平戸市に住民登録しており、下記に該当する人
- 75歳以上の人(令和2年4月1日現在)
 - ※75歳以上の方は運転免許証を持っていても申請できません。
 - 70歳以上75歳未満で運転免許証を自主返納した人(令和2年4月1日現在で70歳以上の人)
 - ※ただし次の人は対象になりません。
 - ①介護保険施設に入所中の人
 - ②障がい者支援施設に入所中の人
 - ③原付免許のみ自主返納した人
 - ④平戸市中心障がい者福祉タクシー助成事業で助成を受けている人

申請手続

- 申請期間 令和3年3月31日(水)まで
- 申請場所 長寿介護課高齢者支援班(1階13番窓口)、各支所・出張所、度島連絡所
- 申請に必要なもの
 - 郵送の場合
 - ▼おでかけ券交付申請書(本人宛通知に同封)
 - ※本人宛通知に同封している返信用封筒にて郵送してください(切手不要)。
 - 窓口の場合 令和2年7月1日(水)から
 - ▼本人が申請する場合
 - ①おでかけ券交付申請書(本人宛通知に同封)
 - ②本人確認ができるもの(運転免許証・健康保険証など)、③本人の印鑑
 - ▼代理人が申請する場合
 - 上記①②③に加えて、④代理人の本人確認ができるもの(運転免許証・健康保険証など)、⑤代理人の印鑑
 - 70歳以上75歳未満で運転免許証を自主返納した人の場合
 - 運転免許の取消通知書または自動車運転経歴証明書と②③(代理の場合、②③④⑤)
 - ※運転免許の取消通知書などについては警察署に問い合わせてください。

新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送での申請に協力をお願いします。

夏のイベント中止のお知らせ

問 観光課観光振興班 ☎22-9140

下記のイベントについては、新型コロナウイルス感染防止のため**中止**となりました。開催を楽しみにしていた皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

- 7月13日(月) 川内かまぼこフェスタ
- 7月13日(月) 鄭成功まつり前夜祭
- 7月14日(火) 鄭成功まつり生誕祭 ※神事のみ実施(関係者のみ)
- 7月31日(金) コックスフェスタ
- 8月1日(土) 平戸港夏まつり
- 8月12日(水) 大島村夏祭り花火大会
- 8月16日(日) 生月町壱部浦花火大会
- 8月17日(月) たびら夏祭りシーサイド花火大会

CO2削減/ライトダウンキャンペーンの実施

問 市民課生活環境班 ☎22-9121

地球温暖化対策のため、毎年夏至の日から7月7日のクールアース・デーまでを啓発期間として、「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」を実施しています。

特別実施日には、各家庭の照明を消し、地球温暖化対策に協力をお願いします。

- キャンペーン実施期間 **6月21日(日)～7月7日(火)**
- 特別実施日
 - ①**6月21日(日)**
 - ②**7月7日(火)**
- 実施時間 午後**8時**～午後**10時**

クールアースデーとは

2008年G8サミット(洞爺湖サミット)が、7月7日(七夕の日)に開催されたことを契機に、毎年7月7日がクールアース・デーに定められました。

これは天の川を見ながら、家庭や職場で地球環境の大切さを国民全体で再確認し、それぞれができる地球温暖化対策の取り組みを推進するための日として設けられました。

Hirado City Public Relations 2020.6.15 広報ひらど 令和2年6月15日号

UD FONT by MORISAWA

SOYINK 古紙配合の再生紙を使用しています。大豆油墨を使用しています。

【編集・発行】平戸市人事課 〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3
TEL/0950-22-9102 FAX/0950-22-2419
URL http://www.city.hirado.nagasaki.jp/ E-mail kouhou@city.hirado.lg.jp
印刷/有限会社ケンボクプリント



見逃せない情報がココに

「募集」「お知らせ」などの重要な「情報」が満載
15日号も見落とさないで、要チェック!

- 平戸市役所 ☎22-4111
- 生月支所 ☎22-9200
- 田平支所 ☎22-9210
- 大島支所 ☎55-2511
- 中部出張所 ☎22-9180
- 南部出張所 ☎22-9190
- 館浦出張所 ☎22-9204
- 度島連絡所 ☎22-9176

お知らせ

教科書展示会の開催

令和3年度から使用される中学校の教科書の採択に
関して、保護者の皆さんを含
め、広く一般の人たちに見て
もらうため、次のおり教科
書展示会を開催します。
○**展示期限** 6月25日(木)
まで
※土、日曜日は除く。
○**時間** 午前8時30分～
午後4時30分
○**ところ** 平戸小学校(教科
書センター)
☎22-9212



統一QR「J-PQR」導入 に関する事業者向け説 明会

総務省では今年度、全国
でJ-PQRの普及を推進する
事業を展開しています。J-P
QRは、一般社団法人キャッ
シュレス推進協議会により策
定されたQRコード決済の統
一規格です。複数社ある決済
QRコードを1枚のQRコー
ドにまとめることで、1枚の
QRコードで複数社の決済に
対応します。
会計時の手間が減り、レジ
管理・決済の簡略化などのメ
リットがありますので、ぜひ
ご参加ください。
○**とき** 7月8日(水)午
後2時～午後3時30分
※午後1時30分から受付
開始
○**ところ** 平戸文化センター
大ホール
○**対象者** 市内事業者
○**J-PQRホームページ**
tps://jipqr-start.jp
○**問 企画財政課企画統計班**

資源物の適切りサイ クルについて

現在、ダンボールや雑誌な
どの資源物の屋外型回収施
設が平戸北部地区、中部地
区、南部地区および田平地
区に整備されています。



※田平地区の回収施設

施設は、資源物を24時間
受け入れていますが、回収対
象外のゴミが捨てられている
場合があります。これらは不
法投棄とみなされ、法律によ
り罰則の対象となります。回
収施設の適切な利用に協力

をお願いします。

また、各地区の資源物回
収団体も積極的に利用し、
資源物の適切りサイクルに
よる循環型社会の形成に協
力をお願いします。

新型コロナウイルス感 染症の影響による国民 年金保険料免除

○**問 市民課生活環境班**
(☎22-9121)

今般の新型コロナウイルス
感染症の影響により、売り
上げが減少し、所得が相当
程度まで下がった場合は、臨
時特例措置として本人申告
の所得見込額を用いた簡易な
手続きにより、国民年金保険
料の免除・納付猶予や学生
納付特例の申請が可能とな
りました。
○**対象者** 新型コロナウイルス
感染症の影響による収入
の減少があり、令和2年
2月以降の所得状況からみ
て、当年中の所得見込み
額が免除承認所得基準(別

表)相当になることが見込
まれる人

免除区分	所得基準
全額免除	(扶養親族などの数+1)×35万円+22万円
3/4免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
1/4免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
学生納付	118万円+扶養親族などの数×38万円+社会保険料控除額など

- 申請対象期間** 令和2年
2月分～6月分
- ※7月以降は、改めて申請
が必要です。
- 申請に必要なもの**
▼印かん
▼基礎年金番号が分かる
もの



▼**学生証のコピー**(学生納
付特例の場合のみ)
※申請の際は本人申告の簡
易な所得見込み額を申
立書に記入していただき
ます。
※添付書類は不要ですが、
疑義があれば後日調査
する場合がありますので、
根拠書類は2年間保管
をお願いします。
○**受付窓口** 健康ほけん課
国保年金班(④番窓口)、各
支所地域振興課市民協働
班、各出張所
○**問 ねんきん加入者ダイ
ヤル**
(☎0570-003004)

後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減率が変わります

○**問 健康ほけん課国保年金班** ☎22-9124

現在、75歳以上の人の保険料均等割額は、世帯
の所得状況に応じて軽減されています。
法令上7割軽減の対象者は、これまでさらに上
乗せして軽減してきましたが、令和元年度から段階
的に見直しを行ってきました。

令和2年度は、保険料均等割額の軽減割合が下
記の表のとおり見直され、均等割の金額が変わり
ます。
なお、保険料を年金から天引きで納めている人
の天引き額は、基本的に10月から変更されます。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者 全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合				
	本則	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(平成30年度における8.5割軽 減の区分) 軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
(平成30年度における9 割軽減の区分) うち、世帯の被保険者 全員の各所得なし			月平均額が 約570円⇒約 880円		
		9割	8割	7割	
			月平均額が 約760円⇒約 1,180円		

※保険料均等割額は、平成30・令和元年度は45,800円、令和2・3年度は47,200円となります。